

# 北広島町農業委員会第13回総会議事録

事務局 (第13回北広島町農業委員会総会開会宣言)

副町長 (あいさつ)

会長 (開会あいさつ)

---

## 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

14番 譲渡人と譲受人はいとこにあたります。双方の親が亡くなり、従来から譲受人が管理をされていたことから、登記の名義を変えるため申請されました。内容は摘要欄のとおりですが、272番1については木が立っている状態であるため確認したところ、譲受人が木を伐採・除根し農地へ復元し、定年退職した際には申請地で農業をしたいと考えておられるとのことでした。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

2番 これまでの例では、木が立っているような農地については非農地申請で行ってきている。個別に判断することに異議はないが、今後このような場合の運用について統一的な申し合わせが農業委員会が必要ではないか。

4番 現実に荒廃しているなら、農地性がないとみなして非農地申請をしてから売買すべきと考える。

事務局 事務局でも現地確認を行いました。草刈りを行い、木を伐採・除根すれば農地として復元可能であり、山林原野化していないと判断しました。また、譲受人への聞き取りでは、農地として譲り受けたいとのことでしたので、3条で提案させていただきました。

3番 譲受人が農地に復元して農地として譲り受けると言われているなら、それを妨げることはできないのでは。

会長 この件に関しては、シルバー人材センターへ委託して草刈りや抜根作業に向けて取り組まれておられるため、非農地を農地として取り扱うことに当たらないと考える。ただし、今後の取扱いについては申し合わせが必要かと考える。

会長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

4番 7月15日に地区担当推進委員と現地調査を行いました。以前から譲渡人より相談を受けており、譲受人との協議や申請の手続きから関わっております。地元の法人が借り受けている農地であり、摘要欄にあるとおり構成員間での売買が可能としています。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

17番 7月14日に地区担当推進委員と現地確認を行いました。譲渡人は町外在住のため譲受人から聞き取りを行いました。譲渡人は譲受人のおじにあたり、譲受人が申請地を耕作していました。申請地は譲受人の農地と1筆管理されているため今回の申請となりました。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

- 委員 異議なし（挙手全員）
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 （議案を読み上げる。）
- 職務代理者 この案件は交換ということから後程5条で案件が出てきます。7月16日に9番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。この件は譲受人からの申出により、譲受人が売買に応じたことから申請をされました。譲受人は長年耕作をされており、機械、労働力、技術もあり問題ありません。申請地は現在耕作されていませんが、譲り受けた後は野菜を栽培する予定とのことです。周辺農地への影響も考えられないことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 （異議なし）
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし（挙手全員）
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 （議案を読み上げる。）
- 6番 7月11日に地区担当推進委員と現地確認を行いました。現在、申請地のうち7反ほどは地元の農業者が耕作をされています。譲受人は町外在住の会社員の方ですが、将来的には農業をされたいと考えておられているため今回の申請となりました。機械は譲渡人所有のものを使用していくとのことです。申請地取得後は、水稻については作業委託を行い、畑は野菜や梅を自作されるとのことです。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 2番 説明にあった地元の農業者は個人の認定農業者なのか。その農業者がすべての農地を利用権設定されて耕作されていたのか。
- 6番 認定農業者であり、一部の農地を耕作されている。
- 2番 認定農業者からのいわゆる貸しはがしになるため、例外規定等を用いて利用権設定をし

たままているのか。

事務局 大きい田については作業委託で水稻作付けをされ、残る農地は野菜栽培や保全管理すると聞いている。譲受人は譲渡人のおいにあたり、申請書には農地の維持管理作業を継承して農業に励みたいと記載されています。

16番 維持管理とは、何も作らず保全管理ということか。

事務局 営農計画書によると、自家用野菜や梅の栽培を計画されている。

会長 その他にご意見ご質問等ございませんか。

2番 利用権設定ではなく作業委託とした場合に、所有者の出費が増えるのではないか。

会長 利用権設定では譲受人が農業経営をすることにならない。農業経営を譲受人がされるということから、田については作業委託をして、残りの農地は自家用野菜や梅を栽培して残りは保全管理をして経営をしていくということで申請されているととらえている。

会長 その他にご意見ご質問等ございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手多数)

会長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

## 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

会長 番号6番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

11番 7月13日に3番委員と地区担当推進委員と申請人へ聞き取りと現地確認を行いました。今までは共同墓地でしたが、申請人の父が亡くなられ、墓の建設に申請地が適地と考え申請に至りました。規模や事業目的から妥当と考えます。被害防除措置も講じられており周辺農地への影響はないと考え、許可相当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等ございませんか。

委員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手多数）

会 長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号7番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

15番 7月14日に2番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。住宅の敷地内に農地が存在しておりました。申請人は一部畑として利用していましたが、全体的には宅地ととらえられることから申請されたのではないかと考えます。周辺農地への影響は考えられず追認やむなしであり許可妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手多数）

会 長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号8番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

1番 申請人は県外在住で実家に申請人の母が住んでおられます。7月13日に17番委員と地区担当推進委員と現地確認をしました。先日申請人の父が亡くなられ、お盆までにと墓を建設中でしたがこの手続きのため現在は中断しています。そのため始末書添付となっています。申請地は宅地と宅地の間の農地であり、裏は原野化しているため他の農地への影響はありません。現在の墓は遠方にあり、自宅隣接地であること、他に適当な土地がないことから許可妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手多数）

会 長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号8番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 6 番 7月11日に3番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。本人不在のため、近所の方へ聞き取りを行うと、現在の墓は急な所にあるため近くに持っていきたいと以前から言われていたとのこと。申請地は647番1の畑を分筆しており面積は妥当であると考えます。また、現地を確認したところ、土砂を入れて造成がほぼすんでいたため始末書が添付されています。周辺農地に支障はないため許可妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

1 2 番 申請人の住所が違うのではないかと。

事 務 局 施設入所されておられるため、施設の住所になっている。

会 長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

### 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号10番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 6 番 7月11日に3番委員及び地区担当推進委員と現地調査を行い、譲渡人の次男さんから現地で聞き取りを行いました。内容については摘要欄のとおりで、譲受人と譲渡人は兄弟にあたります。面積が221㎡と大きいのですが、図面にありますように実面積は107.4㎡であり実際は狭い土地となっています。そこへ進入路や墓を計画されるため転用面積として妥当と考えます。また、周辺農地にかかる営農条件に影響はなく許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号11番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

2 番 7月10日に15番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。内容については摘要欄のとおりです。図面で確認していただくと、申請地近くに譲受人の事務所があります。申請地は道路、雑種地に囲まれており周辺農地への影響はありません。第3種農地であり許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号12番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 7月16日に9番委員と地区担当推進委員と現地確認をしました。図面を見ていただくと、申請地と交換する1007番は近くにあり面積はほぼ同等の大きさです。申請地に隣接する941番1には平成4年1月に建てたアパートがあり、それを壊して新しい建物を建てるため申請されました。周辺農地への営農には影響はないことから許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

3 番 941番1はアパートが建っているとのことだが、図面の地目は田のままであるが。

事 務 局 確認したところ、平成4年当時4条許可済みであったが、登記の地目変更がされていなかった。

会 長 その他にご意見ご質問等ございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

#### 議案第4号 農業用施設転用届について

会 長 番号13番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

9 番 7月13日に現地確認をしました。申請地は地元の農事組合法人が申請人から借りて利用しています。摘要欄記載のとおりですが、機械の洗い場や水タンクを整備して利用してきました。この度適正化を図るため、始末書添付のうえ申請をされました。受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号13番について農業用施設転用届を受理することに賛成される委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。

---

#### 議案第5号 非農地証明申請について

会 長 番号14番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

7 番 7月11日に14番委員と地区担当推進委員と現地調査をしました。内容は摘要欄のとおりですが、長年耕作されておらず、一部木が立っている状態であり傾斜地であることから、今後農地への復元は困難と考えます。周辺農地への影響は考えられないため受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号14番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

---

### 議案第6号 農用地利用集積計画について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。)これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

---

### 議案第7号 農用地利用配分計画について

会 長 内容について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。)

会 長 それでは農用地利用配分計画について質疑に入ります。この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

---

### 議案第 8 号 農業振興地域整備計画の一部変更について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

10 番 非農地通知による農振除外だが、別紙 4 にある案件は補助金の返還が生じるということか。自ら農振除外を申し出ているのではなく、農業委員会の判断により返還金があるとすると、所有者への理解を得る必要があるのではないか。

事 務 局 中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の返還に関わるかどうかは、農振担当はもちろんのこと、非農地判断の際にも事前に確認をしている。返還金が生じるかどうかは、担当に確認しなければ回答できない。

会 長 別紙 4 に記載されている 14 番案件については返還金が生じるということから、農業委員会の判断により所有者に不利益を被ることになるのであれば精査する必要があると考える。

事 務 局 農振計画については農業委員会へ意見を聴取し町が決定する。この議案全体ではなく、この 14 番案件については慎重な判断を求めることとし、その他については可とする意見を付すということではどうでしょうか。

会 長 事務局から提案がありましたが、ご意見等ございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは採決に入ります。農業振興地域整備計画の一部変更について、14 番案件については一部疑義が生じることから慎重に判断するよう求めることとし、その他の案件については可として意見を述べてよいと思われる方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。  
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩